



三重県公報

令和4年6月28日 (火)

第 323 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
44	電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 事 務 課)	3
45	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	9
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	21
告 示			
389	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	22
390	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	22
391	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	24
392	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	25
393	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	25
394	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	28
395	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	28
396	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	30
397	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	30
398	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	32
399	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	33
400	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	34
401	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	34
402	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	34
公 告			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	35
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	(同)	48
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	53
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	53
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	53
	随意契約の相手方を決定した旨	(デジタル改革推進課)	58

落札者を決定した旨

(警 察 本 部) 58

正 誤

令和4年5月6日付け三重県公報号外

(監 査 委 員) 58

規 則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十四号

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則（昭和四十三年三重県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（支出命令書等）</p> <p>第三条 規則第三十二条に規定する支出決定及び支出命令は、給与等支出命令書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>給与個人別明細書（第四号様式）又は期末・勤</u> <u>勤勉手当個人別明細書（第五号様式）</u> （支出の手続）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会計管理者は、前項の規定により口座振替をしたときは、速やかに<u>給与個人別明細書（第四号様式）又は期末・勤勉手当個人別明細書（第五号様式）</u>を口座振替をした資金前渡受者又は職員の所属の長（以下「所属長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>4 前項に規定する<u>明細書</u>の送付を受けた所属長は、資金前渡に係るものがあるときは、直ちに資金前渡受者に<u>当該明細書</u>により通知しなければならない。 （印鑑の届出）</p> <p>第六条 所属長は、資金前渡受者が前渡資金の領収に使用する私印を、<u>印鑑届（第八号様式）</u>により、前渡資金を領収することとなる金融機関に届け出なければならない。</p> <p>2 （略） （領収書）</p> <p>第七条 資金前渡受者は、口座振替による給与の前渡資金を領収したときは、すみやかに当該取扱金融機関に対し<u>前渡資金領収書（第九号様式）</u>を交付しなければならない。 （給与支払事務）</p> <p>第八条 資金前渡受者が各職員に対して行う給与の支払については、<u>給与個人別明細書（第四号様式）又は期末・勤勉手当個人別明細書（第五</u></p>	<p style="text-align: center;">（支出命令書等）</p> <p>第三条 規則第三十二条に規定する支出決定及び支出命令は、給与等支出命令書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>給与計算書（第四号様式）又は期末・勤</u> <u>手当計算書（第五号様式）</u> （支出の手続）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会計管理者は、前項の規定により口座振替をしたときは、速やかに<u>給与支払簿（第八号様式）又は期末・勤勉手当支払簿（第九号様式）</u>を口座振替をした資金前渡受者又は職員の所属の長（以下「所属長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>4 前項に規定する<u>支払簿</u>の送付を受けた所属長は、資金前渡に係るものがあるときは、直ちに資金前渡受者に<u>当該支払簿</u>により通知しなければならない。 （印鑑の届出）</p> <p>第六条 所属長は、資金前渡受者が前渡資金の領収に使用する私印を、<u>印鑑届（第十一号様式）</u>により、前渡資金を領収することとなる金融機関に届け出なければならない。</p> <p>2 （略） （領収書）</p> <p>第七条 資金前渡受者は、口座振替による給与の前渡資金を領収したときは、すみやかに当該取扱金融機関に対し<u>領収書（第十二号様式）</u>を交付しなければならない。 （給与支払事務）</p> <p>第八条 資金前渡受者が各職員に対して行う給与の支払については、<u>給与個人別明細書（第十三号様式）又は期末・勤勉手当個人別明細書（第</u></p>

<p>号様式)に現金を添えて行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により各職員に対して給与を支払ったときは、給与個人別明細書(第四号様式)又は期末・勤勉手当個人別明細書(第五号様式)(以下「精算証拠書」という。)にその受領をしたことについて当該職員に適宜の方法により示させなければならない。</p> <p>3 (略) (精算証拠書の保管)</p> <p>第九条 精算証拠書は、所属長が保管するものとする。この場合において、小・中学校に所属する資金前渡受者は、給与前渡資金支払報告書(第十号様式)を当該給与の支払月の翌月五日までに、教育長に提出しなければならない。</p> <p>第十二条 (略) (非常勤職員の給与)</p> <p>第十三条 非常勤職員(小・中学校に所属する非常勤職員を除く。)に対する電子計算組織による給与等の支出事務は、第三条から第十一条までの規定を準用する。この場合において、第三条、第四条及び第八条中「給与個人別明細書」とあるのは「報酬等明細書」と、「期末・勤勉手当個人別明細書」とあるのは「期末手当明細書」と読み替える。</p>	<p>十四号様式)に現金を添えて行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により各職員に対して給与を支払ったときは、給与支払簿又は期末・勤勉手当支払簿(以下「精算証拠書」という。)にその受領をしたことについて当該職員に適宜の方法により示させなければならない。</p> <p>3 (略) (精算証拠書の保管)</p> <p>第九条 精算証拠書は、所属長が保管するものとする。この場合において、小・中学校に所属する資金前渡受者は、給与前渡資金支払報告書(第十五号様式)を当該給与の支払月の翌月五日までに、教育長に提出しなければならない。</p> <p>第十二条 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式(第3条、第4条、第8条関係)

年 月 分 給 与 個 人 別 明 細 書					
支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
支給総額	控除計	支払額	内訳		
			A口座		
			B口座		
			C口座		
			現金		
給料関係	給料表一級一号給		給料異動日		
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額		減額(給料)
手当関係					
扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当(非)	通勤手当(課)	単身赴任手当
時間外勤務手当	管理特別手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当(非)	宿日直手当(課)
管理職手当	初任給調整手当	特殊勤務手当(月額)	特殊勤務手当(日額)	特地・へき地手当	定通手当
普及・産教手当	義務教育特別手当	期末手当	勤勉手当		減額(地域手当)
控除関係	控除計				
共済 短期掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	社保 健康保険料	社保 介護保険料
社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税	財産形成貯蓄
共済 返済金	共済物資	互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他
標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

第5号様式（第3条、第4条、第8条関係）

年 月分 期末・勤勉手当個人別明細書

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名

支給総額	控除計	支払額	内訳	
			A口座	B口座
			C口座	
			現金	

手当基礎関係	給料表一級一号給				
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額	育児短時間の給料月額	
扶養手当	地域手当				
管理職加算率	管理職加算額	職務加算率	職務加算額	期末手当基礎額	勤勉手当基礎額

手当関係					
期末期間率	期末支給率	期末手当			調整額
勤勉成績率	勤勉期間率	勤勉支給率	勤勉手当		
控除関係					
共済 短期掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	社保 健康保険料	社保 介護保険料
社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税	財産形成貯蓄
共済 返済金	共済物資	互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他

標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第8号様式（第6条関係）

印 鑑 届	
年 月 日	
取扱金融機関 様	
所属長 氏 名 印	
所在地	
所属名	
資金前渡受者 氏 名	
目 的	資金前渡受者の私印
この印鑑届は、給与の前渡資金の領収 行為に使用するためのものである。	印

(ハガキ大)

第9号様式（第7条関係）

(表)

前 渡 資 金 領 収 書										取扱金融機関名			
										百五銀行 支店			
年度		月 分 給 与								支払済日付印			
支 払 日		年 月 日											
支店コード		金 額											
受取人所属コード													
		認 印		照 合 印									
上記金額領収しました。										年 月 日			
百五銀行				店様				所 属 名 資金前渡受者				Ⓢ	

(ハガキ大)

(裏)

(注)

- 1 前渡資金は、当該給与等の支給日に受領すること。
- 2 資金前渡受者が領収の際使用する領収印は、当該取扱金融機関に対し印鑑の届け出をした印を使用しなければならない。

第10号様式（第9条関係）

<p>給与前渡資金支払報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県教育長 様</p> <p style="text-align: center;">(学校名)</p> <p style="text-align: center;">(資金前渡受者職氏名) ㊟</p> <p>下記のとおり 年 月分給与前渡資金を支払いました。</p>	
前月支払未済額 ㉠	円
本月領収額 ㉡	
計 ㉠+㉡=㉢	
本月支払額 ㉣	
支払未済額 ㉢-㉣	
給与支払対象者数	

規格A4縦

第十一号様式から第十五号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年六月二十八日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第四十五号

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五号様式の二及び第十五号様式の三を次のように改める。

第15号様式の2 (第15条の2関係)

納税証明書交付申請書		年 月 日	
県税事務所長 宛て 自動車税事務所長		代理人による申請の場合は下欄に記入してください。	
納税者 または 徴収者	住所又は所在地	代理人	住所
	氏名又は名称	氏名	氏名
	及び代表者氏名	連絡先電話番号	連絡先電話番号
	連絡先電話番号	(自動車税種別割の場合)	
使用の目的		証明書の申請枚数	
上記目的に使用するため下記事項につき証明を申請します。			
年度	税目	期別/事業年度	徴収区分
		納付(納入)すべき額	納付(納入)額
			未納額
			法定納期限等
その他			
第 号	証紙貼りの付け欄	証紙貼りの付け欄	証紙貼りの付け額
			本人(代理人)確認方法
			<input type="checkbox"/> 本人確認
			<input type="checkbox"/> 健康保険証
			<input type="checkbox"/> 運転免許証
			<input type="checkbox"/> パスポート
			<input type="checkbox"/> 行政書士証票
			<input type="checkbox"/> 住居カード
			<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
			<input type="checkbox"/> その他
			円

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

- 注1 代理人による申請の場合は、委任状等を提出してください。
- 2 県税事務所の窓口に来所した際には、運転免許証等来所者本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 最近納付(納入)した場合は、領収証書(原本)を持参してください。
- 4 この申請書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付申請について使用してください。

第15号様式の3 (第15条の2関係)

納 税 証 明 書

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 様

使用の目的

証明事項		税 目	期別/事業年度	徴収金区分	納付(納入)すべき額	納付(納入)額	未 納 額	法定納期限等
年度			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
			—					
その他								

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

県 税 事 務 所 長
自 動 車 税 事 務 所 長 印

(規格A4)

備考 この証明書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付について使用すること。

第十二号様式の11（その1）及び第十三号様式の11（その3）を次のように改める。

第23号様式の2 (第20条の2関係)
(その2)

第 年 月 日
第 年 月 日

所在地
法人名

様

県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の
更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から
年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は
地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。
この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
又は郵便局（三重県、愛知県、岐阜県又は静岡県内の各郵便局）へ納めてください。

納税者番号	申告期限			差引過不足分 (円)	(円)	区分	
	申告年月日	申告年月日	申告年月日				
	修正申告年月日	年月日	年月日	,000	,000	課税標準額の総額	
法人事業税	事業税	分割基準	(あ)	,000	,000	課税標準額の総額	
			(い)	,000	,000	税率 % 該当額	
			(う)	,000	,000	税率 % 該当額	
				,000	,000	税率 % 該当額	
				,000	,000	計	
				(あ) × %		税額	
				(い) × %		税額	
				(う) × %		税額	
				計		税額	
				(え)		仮装経理に基づき繰越控除となる税額	
法人事業税	事業税	租税条約に基づき繰越控除となる税額	(お)	,000	,000	課税標準額の総額	
			(か)	,000	,000	税率 % 該当額	
				,000	,000	税率 % 該当額	
				,000	,000	税率 % 該当額	
				,000	,000	計	
				(お) × %		税額	
				(か) × %		税額	
				計		税額	
				(き)	,000	,000	課税標準額の総額
				(く)	,000	,000	税率 % 該当額
			(け)	,000	,000	税率 % 該当額	
			(こ)	,000	,000	税率 % 該当額	
			(さ)			法人事業税の合計税額 (え+か+く+こ)	
			(し)			平成28年改正法附則第5条の控除額	
			(す)			事業税の特定寄附金税額控除額	
						所得割	
						付加価値割	
						資本割	
						収入割	
						延滞金割計算の基礎となる期間から控除される期間	
						所得割	
						付加価値割	
						事業割	

税		資本金		収入	
控除不適用額		控除不適用額		控除不適用額	
円		円		円	
原裝経理に基づく事業税額の控除額	(せ)				
差し事業税額 (さーしーそーせ)	(そ)				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(た)				
算出税額 (そーた)					
課税標準額の総額	(ち)	.000	.000	.000	.000
三重県分の課税標準額	(つ)				
税額(ち)×%	(て)				
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(と)				
税額控除超過額相当額の加算額	(な)				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	(に)				
外国の法人税等の額の控除額	(ぬ)				
原裝経理に基づく法人税額の控除額	(ね)				
利子割額の控除額	(の)				
算出法人税割額 (つーてーとーなーにーぬーね)	(は)				
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(ひ)				
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	(ふ)				
法人税割額計 (のーは+ひ)	(へ)				
均等割額					
法人県民税合計 (ふ+へ)	(ほ)				
利子割額	(ま)				
控除した金額	(み)				
控除しきれなかった金額	(む)				
既に還付請求した利子割額					
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (むーみ)					
控除しきれなかった金額 (還付額)					
特別法人	(め)				
税額(め)×%	(も)				
基礎法人収入割額(こ)	(や)				
税額(や)×%	(ゆ)				
特別税の合計税額(も+ゆ)	(よ)				
原裝経理に基づく特別税額の控除額	(ら)				
差し特別法人事業税又は地方法人特別税額(よーら)	(り)				
租税条約の実施に係る特別税額の控除額	(る)				
算出税額(りーる)	(れ)				
過少申告加算金					
不申告加算金					
重加算金					

法人県民税

更正・決定の理由

- 1 法人税 の更正等による
- 2 本店所在 本店所在
- 3 都道府県知事からの通知による
- 4 税等適用誤りによる
- 5 分割基準の修正による
- 6 県の自主決定調査による
- 7 その他 (更正請求による)

※理由の詳細は裏面参照

原裝経理に基づき繰越控除となる税額
円

租税条約に基づき繰越控除となる税額
円

延滞金額計算の基礎となる期間から控除される期間
～

延滞金控除不適用額
円

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書については、なるべく県税事務所又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（国庫において三重県を代表する者は三重県知事となり、提起すること）ができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由		理由の詳細 (根拠法令)
1 法人税	更正等による	地方税法第 55 条、同法第 72 条の 39、同法第 72 条の 41、 同法第 72 条の 41 の 2、同法第 72 条の 46、 同法第 72 条の 47
2	本店所在都道府県知事からの通知による	
3	税率適用誤りによる	地方税法第 51 条、同法第 52 条、同法第 72 条の 24 の 7、 同法本法附則 9 条の 2、 旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第 2 条、 三重県県税条例第 31 条、同条例第 32 条、 同条例第 43 条、同条例附則第 13 条、 同条例附則第 14 条、同条例附則第 14 条の 2、 同条例附則第 14 条の 2 の 2、 みえ森と緑の県民税条例第 3 条
4	分割基準の修正による	地方税法第 58 条、同法第 72 条の 48 の 2
5	県の自主決定調査による	地方税法第 72 条の 41、同法第 72 条の 41 の 2、 同法第 72 条の 46、同法第 72 条の 47
7	その他 ()	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

第23号様式の2 (第20条の2関係)
(その3)

第 年 月 日

所在地
法人名

様

県税事務所長



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の

更正・決定・加算金決定通知書
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の課税標準額、
税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。
この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
又は郵便局（三重県、愛知県、岐阜県又は静岡県内の各郵便局）へ納めてください。

区 分		(円)	(円)	(円)	差引過不足分 (円)	納税者番号
七十二條の二第一項第一号	課税標準額の総額		,000	,000	,000	申告期限
	課三税率 % 該当額 (あ)		,000	,000	,000	申告年月日
	課重税率 % 該当額 (い)		,000	,000	,000	修正申告年月日
	課具税率 % 該当額 (う)		,000	,000	,000	分割基準
額 (あ+い+う)計、又は 軽減税率不適用額 (え)	税額		,000	,000	事業	
額 (お)	税額		,000	,000	業	
課税標準額の総額	課税標準額の総額		,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(か)	,000	,000	,000	県
税額 (か) × % (き)	税額 (か) × % (き)		,000	,000	,000	民
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(く)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(け)	,000	,000	,000	税
税額 (く) × % (け)	税額 (く) × % (け)		,000	,000	,000	税
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(こ)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(こ)	,000	,000	,000	税
税額 (こ) × % (さ)	税額 (こ) × % (さ)		,000	,000	,000	税
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(し)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(し)	,000	,000	,000	税
税額 (し) × % (ち)	税額 (し) × % (ち)		,000	,000	,000	税
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(せ)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(せ)	,000	,000	,000	税
税額 (せ) × % (そ)	税額 (せ) × % (そ)		,000	,000	,000	税
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(た)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(た)	,000	,000	,000	税
税額 (た) × % (ち)	税額 (た) × % (ち)		,000	,000	,000	税
課税標準額の総額	課税標準額の総額	(つ)	,000	,000	,000	税
三重県分の課税標準額	三重県分の課税標準額	(つ)	,000	,000	,000	税
税額 (つ) × % (て)	税額 (つ) × % (て)		,000	,000	,000	税
更正・決定の理由	更正・決定の理由					
1 法人税	1 法人税					
2 本店所在	2 本店所在					
3 税率適用誤りによる	3 税率適用誤りによる					
4 分割基準の修正による	4 分割基準の修正による					
5 県の自主決定調査による	5 県の自主決定調査による					
6 更正請求による	6 更正請求による					
7 その他 ()	7 その他 ()					

※理由の詳細は裏面参照	
事業税の合計税額 (お+き+け+ミ+ナ+サ+モ+チ+テ)	(と)
特定寄付金税額控除額	(な)
仮装経理に基づく控除額	(に)
租税条約の実施に係る控除額	(ぬ)
法人事業税 算出税額 (とーなーにーぬ)	
課税標準額の総額	,000
三重県分の課税標準額	,000
税額 (ね) × % (の)	
県民税の特定寄附金税額控除額	(は)
税額控除超過額相当額の加算額	(ひ)
外国籍会社等に係る控除対象所得等相当額	(ふ)
又、個別控除対象所得等相当額の控除額	(へ)
外国の法人税等の額の控除額	(ほ)
仮装経理に基づく控除額	(ば)
租税条約の実施に係る控除額	(む)
法人税割額計 (の-は-ひ-ふ-へ-ほ-ま)	
均等割額	月数 額
法人県民税合計 (み+む)	
1号所得割に係る特別法人事業税額 (お)	(a)
税額 (a) × % (b)	
2号収入割に係る特別法人事業税額 (き)	(c)
税額 (c) × % (d)	
3号収入割に係る特別法人事業税額 (て)	(e)
税額 (e) × % (f)	
特別税の合計税額 (b+d+f)	(g)
仮装経理に基づく控除額	(h)
租税条約の実施に係る控除額	(i)
算出税額 (g-h-i)	

加算金	過少申告加算金
	不申告加算金
	重加算金

- 注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。
- 2 この通知について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。
- なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由		理由の詳細 (根拠法令)
1	法人税 更正等による	地方税法第 55 条、同法第 72 条の 39、同法第 72 条の 41、同法第 72 条の 41 の 2、同法第 72 条の 46、同法第 72 条の 47
2	本店所在都道府県 知事からの通知による	地方税法第 51 条、同法第 52 条、同法第 72 条の 24 の 7、同法本法附則 9 条の 2、旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第 2 条、三重県県税条例第 31 条、同条例第 32 条、同条例第 43 条、同条例附則第 13 条、同条例附則第 14 条、同条例附則第 14 条の 2、同条例附則第 14 条の 2 の 2、みえ森と緑の県民税条例第 3 条
3	税率適用誤りによる	
4	分割基準の修正による	地方税法第 58 条、同法第 72 条の 48 の 2
5	県の自主決定調査による	地方税法第 72 条の 41、同法第 72 条の 41 の 2、同法第 72 条の 46、同法第 72 条の 47
7	その他 ()	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された交付申請書は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された交付申請書とみなす。

3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年六月二十八日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2(第6条関係)					別表第2(第6条関係)				
区 分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)	区 分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額(円)
1 初診(他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	7,000	1 初診(他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	5,000
	ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	7,700		ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	5,500
2 再診(当該病院が他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	3,000	2 再診(当該病院が他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。)	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1回につき	2,500
	ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	3,300		ロ その他の場合	三重県立志摩病院	1回につき	2,750
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和四年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 389 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
しおりの里 広域型特別養護老人ホーム	津市野田 2035 番地 2	令和 4 年 5 月 1 日	介護老人福祉施設

三重県告示第 390 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御菌町新開 752-1	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市御菌町新開 752-1	伊勢市小木町古城 431	令和 3 年 11 月 18 日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御菌町新開 752-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市御菌町新開 752-1	伊勢市小木町古城 431	令和 3 年 11 月 18 日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	福祉用具貸与	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	特定福祉用具販売	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	介護予防福祉用具貸与	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	特定介護予防福祉用具販売	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	特定福祉用具販売	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	介護予防福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	特定介護予防福祉用具販売	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	福祉用具貸与	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	特定福祉用具販売	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	介護予防福祉用具貸与	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	特定介護予防福祉用具販売	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	桑名市大仲新田屋敷 327-2	通所リハビリテーション	名称	医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	古田医院	令和 4 年 1 月 1 日
医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	桑名市大仲新田屋敷 327-2	介護予防通所リハビリテーション	名称	医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	古田医院	令和 4 年 1 月 1 日

ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1番地	訪問リハビリ テーション	所在地	桑名市さくらの丘 1番地	桑名市蓮花寺字高 塚下 1332 番地 3	令和 4 年 2 月 1 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1番地	訪問リハビリ テーション	名称	ヨナハ丘の上病院	ヨナハ総合病院	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1番地	訪問リハビリ テーション	所在地	桑名市蓮花寺字高 塚下 1332 番地 3	桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ訪問看護ス テーション	桑名市さくらの丘 1番地	訪問看護	所在地	桑名市さくらの丘 1番地	桑名市江場 776-5	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ訪問看護ス テーション	桑名市さくらの丘 1番地	介護予防訪 問看護	所在地	桑名市さくらの丘 1番地	桑名市江場 776-5	令和 3 年 11 月 1 日
医療法人 ヨナハ 丘の上病院	桑名市さくらの丘 1番地	訪問型サー ビス(独自/ 定率)	名称	医療法人 ヨナハ 丘の上病院	医療法人 ヨナハ 総合病院	令和 3 年 11 月 1 日
医療法人 ヨナハ 丘の上病院	桑名市さくらの丘 1番地	訪問型サー ビス(独自/ 定率)	所在地	桑名市さくらの丘 1番地	桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	令和 3 年 11 月 1 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センタ ー伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1階	訪問入浴介 護	所在地	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1階	伊勢市勢田町 458-2 第2フレグ ランス勢田 102 号室	令和 4 年 3 月 15 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センタ ー伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1階	介護予防訪 問入浴介護	所在地	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1階	伊勢市勢田町 458-2 第2フレグ ランス勢田 102 号室	令和 4 年 3 月 15 日
健やか薬局みくも 店	松阪市曾原町 811-1-2	居宅療養管 理指導	名称	健やか薬局みくも 店	みくも調剤薬局	令和 4 年 4 月 1 日
健やか薬局みくも 店	松阪市曾原町 811-1-2	介護予防居 宅療養管理 指導	名称	健やか薬局みくも 店	みくも調剤薬局	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	訪問看護	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	訪問リハビリ テーション	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	居宅療養管 理指導	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	介護予防訪 問看護	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	介護予防訪 問リハビリ テーション	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	介護予防居 宅療養管理 指導	所在地	いなべ市大安町石 樽下 305 番地	いなべ市大安町石 樽下 113 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東 長島 323-1	訪問看護	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東 長島 323-1	訪問リハビリ テーション	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東 長島 323-1	居宅療養管 理指導	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東 長島 323-1	介護予防訪 問看護	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東 長島 323-1	介護予防訪 問リハビリ テーション	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日

おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	訪問看護	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	訪問リハビリテーション	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	居宅療養管理指導	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	介護予防訪問看護	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	北牟婁郡紀北町東長島 323-1	北牟婁郡紀北町東長島 324-13	令和 4 年 3 月 22 日
健やか薬局 東町店	亀山市東町 1 丁目 2-19-1	居宅療養管理指導	名称	健やか薬局 東町店	東町薬局	令和 4 年 5 月 1 日
健やか薬局 東町店	亀山市東町 1 丁目 2-19-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	健やか薬局 東町店	東町薬局	令和 4 年 5 月 1 日
医療法人山協会とと内科診療所	四日市市小杉新町 70 番地	通所リハビリテーション	名称	医療法人山協会とと内科診療所	医療法人山協会山脇胃腸科内科神経内科	令和 4 年 4 月 1 日
医療法人山協会とと内科診療所	四日市市小杉新町 70 番地	介護予防通所リハビリテーション	名称	医療法人山協会とと内科診療所	医療法人山協会山脇胃腸科内科神経内科	令和 4 年 4 月 1 日
ばんだ薬局	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-11	居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-11	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	令和 4 年 5 月 1 日
ばんだ薬局	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-11	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-11	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 391 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
さんあい薬局株式会社中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	居宅療養管理指導	令和 4 年 1 月 20 日
さんあい薬局株式会社中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 1 月 20 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 31 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 31 日
デイサービスらくらく	津市一身田大古曾 974 番地 3	地域密着型通所介護	令和 3 年 12 月 31 日
デイサービスらくらく	津市一身田大古曾 974 番地 3	通所型サービス（独自）	令和 3 年 12 月 31 日
ほのぼのテラス	四日市市赤堀一丁目 4 番 5 号	地域密着型通所介護	令和 4 年 1 月 31 日
ほのぼのテラス	四日市市赤堀一丁目 4 番 5 号	通所型サービス（独自）	令和 4 年 1 月 31 日
ココカラファイン薬局城山店	津市久居小野辺町 1130-7	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 12 日
ココカラファイン薬局城山店	津市久居小野辺町 1130-7	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 12 日

むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	訪問看護	令和4年3月31日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	訪問リハビリテーション	令和4年3月31日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	居宅療養管理指導	令和4年3月31日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防訪問看護	令和4年3月31日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年3月31日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月31日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	居宅療養管理指導	令和4年3月31日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月31日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	居宅療養管理指導	令和4年3月31日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月31日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	居宅療養管理指導	令和4年3月31日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月31日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	居宅療養管理指導	令和4年3月31日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月31日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	居宅療養管理指導	令和4年4月30日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月30日

三重県告示第 392 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
しおりの里 広域型特別養護老人ホーム	津市野田 2035 番地 2	令和4年5月1日	介護老人福祉施設

三重県告示第 393 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御薮町新開 752-1	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市御薮町新開 752-1	伊勢市小木町古城 431	令和3年11月18日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御薮町新開 752-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市御薮町新開 752-1	伊勢市小木町古城 431	令和3年11月18日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	福祉用具貸与	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和3年12月1日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	特定福祉用具販売	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和3年12月1日

ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	介護予防福祉用具貸与	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス桑名	桑名市江場 682-1	特定介護予防福祉用具販売	所在地	桑名市江場 682-1	桑名市多度町下野代 1033-7	令和 3 年 12 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	特定福祉用具販売	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	介護予防福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス鈴鹿	鈴鹿市石薬師町 1472	特定介護予防福祉用具販売	所在地	鈴鹿市石薬師町 1472	鈴鹿市道伯 2 丁目 24-1	令和 3 年 4 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	福祉用具貸与	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	特定福祉用具販売	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	介護予防福祉用具貸与	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
ライフ・テクノサービス伊賀	伊賀市小田町 406-1	特定介護予防福祉用具販売	所在地	伊賀市小田町 406-1	伊賀市四十九町 2264-8	令和 3 年 3 月 1 日
医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	桑名市大仲新田屋敷 327-2	通所リハビリテーション	名称	医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	古田医院	令和 4 年 1 月 1 日
医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	桑名市大仲新田屋敷 327-2	介護予防通所リハビリテーション	名称	医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	古田医院	令和 4 年 1 月 1 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問リハビリテーション	所在地	桑名市さくらの丘 1 番地	桑名市蓮花寺字高塚下 1332 番地 3	令和 4 年 2 月 1 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問リハビリテーション	名称	ヨナハ丘の上病院	ヨナハ総合病院	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問リハビリテーション	所在地	桑名市蓮花寺字高塚下 1332 番地 3	桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問看護	所在地	桑名市さくらの丘 1 番地	桑名市江場 776-5	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市さくらの丘 1 番地	介護予防訪問看護	所在地	桑名市さくらの丘 1 番地	桑名市江場 776-5	令和 3 年 11 月 1 日
医療法人 ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問型サービス(独自/定率)	名称	医療法人 ヨナハ丘の上病院	医療法人 ヨナハ総合病院	令和 3 年 11 月 1 日
医療法人 ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	訪問型サービス(独自/定率)	所在地	桑名市さくらの丘 1 番地	桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	令和 3 年 11 月 1 日
アサヒサンクリーン在宅介護センター伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1 階	訪問入浴介護	所在地	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1 階	伊勢市勢田町 458-2 第 2 フレグランス勢田 102 号室	令和 4 年 3 月 15 日
アサヒサンクリーン在宅介護センター伊勢	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1 階	介護予防訪問入浴介護	所在地	伊勢市神久 5 丁目 8-45 さくらビル 1 階	伊勢市勢田町 458-2 第 2 フレグランス勢田 102 号室	令和 4 年 3 月 15 日
健やか薬局みくも店	松阪市曾原町 811-1-2	居宅療養管理指導	名称	健やか薬局みくも店	みくも調剤薬局	令和 4 年 4 月 1 日

健やか薬局みくも店	松阪市曾原町811-1-2	介護予防居宅療養管理指導	名称	健やか薬局みくも店	みくも調剤薬局	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	訪問看護	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	訪問リハビリテーション	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	居宅療養管理指導	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	介護予防訪問看護	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下305番地	介護予防居宅療養管理指導	所在地	いなべ市大安町石樽下305番地	いなべ市大安町石樽下113番地3	令和4年4月1日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	訪問看護	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	訪問リハビリテーション	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	居宅療養管理指導	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防訪問看護	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防訪問リハビリテーション	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	おつじ医院	尾辻医院	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	訪問看護	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	訪問リハビリテーション	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	居宅療養管理指導	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防訪問看護	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防訪問リハビリテーション	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
おつじ医院	北牟婁郡紀北町東長島323-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	北牟婁郡紀北町東長島323-1	北牟婁郡紀北町東長島324-13	令和4年3月22日
健やか薬局 東町店	亀山市東町1丁目2-19-1	居宅療養管理指導	名称	健やか薬局 東町店	東町薬局	令和4年5月1日
健やか薬局 東町店	亀山市東町1丁目2-19-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	健やか薬局 東町店	東町薬局	令和4年5月1日
医療法人山協会とと内科診療所	四日市市小杉新町70番地	通所リハビリテーション	名称	医療法人山協会とと内科診療所	医療法人山協会山脇胃腸科内科神経内科	令和4年4月1日
医療法人山協会とと内科診療所	四日市市小杉新町70番地	介護予防通所リハビリテーション	名称	医療法人山協会とと内科診療所	医療法人山協会山脇胃腸科内科神経内科	令和4年4月1日

ばんだ薬局	名張市桔梗が丘 5 番町9 街区 1812-11	居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 5 番町9 街区 1812-11	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	令和 4 年 5 月 1 日
ばんだ薬局	名張市桔梗が丘 5 番町9 街区 1812-11	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市桔梗が丘 5 番町9 街区 1812-11	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 394 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
さんあい薬局株式会社中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	居宅療養管理指導	令和 4 年 1 月 20 日
さんあい薬局株式会社中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 1 月 20 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 31 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 12 月 31 日
デイサービスらくらく	津市一身田大古曾 974 番地 3	地域密着型通所介護	令和 3 年 12 月 31 日
デイサービスらくらく	津市一身田大古曾 974 番地 3	通所型サービス（独自）	令和 3 年 12 月 31 日
ほのぼのテラス	四日市市赤堀一丁目 4 番 5 号	地域密着型通所介護	令和 4 年 1 月 31 日
ほのぼのテラス	四日市市赤堀一丁目 4 番 5 号	通所型サービス（独自）	令和 4 年 1 月 31 日
ココカラファイン薬局城山店	津市久居小野辺町 1130-7	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 12 日
ココカラファイン薬局城山店	津市久居小野辺町 1130-7	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 12 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	訪問看護	令和 4 年 3 月 31 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	訪問リハビリテーション	令和 4 年 3 月 31 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防訪問看護	令和 4 年 3 月 31 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防訪問リハビリテーション	令和 4 年 3 月 31 日
むねゆき内科クリニック	桑名市赤尾 2032-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 3 月 31 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	居宅療養管理指導	令和 4 年 4 月 30 日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 4 月 30 日

三重県告示第 395 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援

事業者を指定しました。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450100348	AHCグループ株式会社	東京都千代田区 岩本町二丁目 11 番 9 号イトーピ ア橋本ビル2階	アプリキッズ桑名野 田	桑名市野田六丁 目 7 番地 10	児童発達支 援	令和 4 年 4 月 1 日
2450100355	特定非営利活動法 人 光の輪	三重県桑名市大 字下深谷部 345 番地 24	ハナミズキ 播磨	桑名市大字北別 所 1579 番地 2	児童発達支 援	令和 4 年 4 月 1 日
2450200833	合同会社しるし	三重県四日市市 楠町南五味塚 1061 番地	児童発達支援・放課 後等デイサービス事 業所ユースフル	四日市市楠町本 郷 1502 番地 8	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450200841	株式会社HappyHome	愛知県名古屋 市千種区清明山一 丁目 2 番 22 号	児童発達支援事業所 COCOA、COC OA	四日市市新正 4-17-18	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450200858	有限会社ラ・ディ ッシュ	三重県三重郡朝 日町大字小向 827 番地 19	ハッピーテラス富田 教室	四日市市茂福 770-1	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2452200153	株式会社ほがらか カンパニー	三重県三重郡菰 野町音羽 860-3	ほがらかファミリー 菰野	三重郡菰野町音 羽 860-3	放課後等デ イサービス	令和 4 年 4 月 1 日
2450300674	合同会社WL	三重県鈴鹿市中 江島町 18 番 20 号	ポカポカ	鈴鹿市南若松町 476 番地	放課後等デ イサービス	令和 4 年 4 月 1 日
2450300682	特定非営利活動法 人ことばとこころ の発達相談所	三重県鈴鹿市稲 生三丁目 13 番 10 号	ぼらりすあんど	鈴鹿市稲生塩屋 二丁目 1483 番 1	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450300690	株式会社エンジョ イ	三重県鈴鹿市算 所 1 丁目 3 番 11 号多貴BLD	e-l i f e	鈴鹿市三日市南3 丁目 18 番 16 号	放課後等デ イサービス	令和 4 年 4 月 1 日
2450700493	社会福祉法人松潤 会	三重県松阪市田 村町 447 番 4	おやこうこう	松阪市田村町 447 番 4	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450800376	特定非営利活動法 人こども未来創造 学園	三重県伊勢市小 俣町元町 545 番 地	児童発達支援・放課 後等デイサービス わくわく上地	伊勢市上地町 2951 番地 1	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450800384	株式会社ジェネラ ス	愛知県名古屋 市中区千代田二丁 目 16 番 28 号	Nursing H ome MARIM O	伊勢市小俣町相 合 1271 番地 1	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 4 月 1 日
2450100033	株式会社暖手	三重県桑名市大 字大福 304 番地	だんて	桑名市大字江場 字神戸 1438 番地 1	児童発達支 援	令和 4 年 5 月 1 日
2450200866	イツポッシブル 合同会社	三重県四日市市 桜町 8559 番地 1	F u n P l a c e t o G o (行くと楽 しい場所) 桜教室	四日市市桜町 8559 番地 1	放課後等デ イサービス	令和 4 年 5 月 1 日
2450500059	社会福祉法人 聖 マッセヤ会	三重県津市産品 字中之谷 732-1	ひかりクラブ	津市産品字中之 谷 732 番地の 1	児童発達支 援	令和 4 年 5 月 1 日
2450700501	合同会社陽灯り	三重県松阪市飯 南町有間野 1037 番地 2	いっばいっば	松阪市駅部田町 1896-1	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和 4 年 5 月 1 日

2450100363	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町 230 番地の 15	こどもサポート教室「きらり」桑名校	桑名市安永 1357-1 匠叶ビル 3 階	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 6 月 1 日
2450200874	株式会社菜の花	三重県四日市市八千代台 3 丁目 1-67	n a n o h a n a	四日市市上海老町 1929-1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 6 月 1 日
2450200882	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町 234-1	わかば四日市あくらがわ	四日市市みゆきヶ丘 2 丁目 1473-136	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 6 月 1 日
2450800350	特定非営利活動法人こども未来創造学園	三重県伊勢市小俣町元町 545 番地	児童発達支援・放課後等デイサービスわくわく	伊勢市小俣町元町 554 番地 1	保育所等訪問支援	令和 4 年 6 月 1 日
2450500968	株式会社クレスコファーマス	三重県鈴鹿市住吉一丁目 2 番 20 号	児童発達支援・放課後等デイサービスまめのき	津市一身田町 374-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 6 月 1 日

三重県告示第 396 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450500356	合資会社やさしさクラブ	三重県津市白塚町 3394	やさしさクラブ はる子の家	津市白塚町 3394	放課後等デイサービス	令和 4 年 3 月 31 日

三重県告示第 397 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2420701852	社会福祉法人喜楽里	三重県松阪市嬉野須賀町字北林 1632 番地	えのぐはうす	津市榑原町字中上 4621 番地	共同生活援助	令和 4 年 4 月 1 日
2420701860	株式会社こてふ	三重県松阪市光町 1041-1	グループホームこてふ	松阪市平成町 82 番地 1	共同生活援助	令和 4 年 4 月 1 日
2421400280	社会福祉法人晴山会	三重県いなべ市大安町平塚 67 番地 1	グループホーム パンパーハウス	いなべ市大安町大井田 2669 番地 5	共同生活援助	令和 4 年 4 月 1 日
2422720330	社会福祉法人明和町社会福祉協議会	三重県多気郡明和町大字佐田字西増田山 934 番地 8 他二筆	明和町社会福祉協議会 やわらぎ	多気郡明和町馬之上 917-1	共同生活援助	令和 4 年 4 月 1 日
2420502862	特定非営利活動法人工房ゆう	三重県津市下弁財町津興 3244-1, 3244-2	グループホームゆう	津市大倉 10 番 25 号	共同生活援助	令和 4 年 4 月 1 日
2410503086	特定非営利活動法人あおば	三重県津市高茶屋小森町 4031	シェアホームいちご	津市城山 1 丁目 2524-1	短期入所	令和 4 年 4 月 1 日

2412720522	社会福祉法人明和町社会福祉協議会	三重県多気郡明和町大字佐田字西増田山 934 番地 8 他二筆	明和町社会福祉協議会 やわらぎ	多気郡明和町馬之上 917-1	短期入所	令和 4 年 4 月 1 日
2410503102	合同会社 I M P A C T グループ	三重県鈴鹿市岸岡町 3732 番地シーハイツ 103	居宅介護ねこの手	津市豊が丘 5 丁目 19-2	居宅介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410503110	特定非営利活動法人世界 S H I E N こども学校のびすく	三重県津市乙部 4 番 17 号	訪問介護のびすく	津市津興 61 番地 6	居宅介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410301788	特定非営利活動法人クローバー	三重県鈴鹿市南若松町 3524 番地の 1	多機能型事業所 クローバーの家	鈴鹿市西庄内町 4231 番地 2	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410202150	株式会社グリーンプラン	三重県四日市市富州原町 1 番 12 号	生活介護ひかりこねくと	四日市市新浜町 11-7	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410202143	株式会社 F L A T	三重県四日市市下海老町桜谷 383 番地 17	生活介護事業所 L e a f 高角	四日市市高角町字宮の前 640 番地 1	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410503078	社会福祉法人あゆみ	三重県津市久居新町 1152 番地 1	生活介護事業所あゆみ	津市久居藤ヶ丘町 2656-18	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410101196	社会福祉法人桑名市社会福祉協議会	三重県桑名市常盤町 51 番地	ナーシングセンターらいむの丘	桑名市大字星川 2239 番地 1	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410801068	株式会社ジェネラス	愛知県名古屋市中区千代田二丁目 16 番 28 号	N u r s i n g H o m e M A R I M O	伊勢市小俣町相合 1271 番地 1	生活介護	令和 4 年 4 月 1 日
2410503128	特定非営利活動法人ビリオン	三重県津市緑が丘二丁目 20 番地の 8	ピースワン	津市緑が丘二丁目 20 番地の 8	就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2412830404	株式会社 M o u n t a i n G o	三重県伊勢市勢田町 941 番地 105	あるぶるぱりえ	度会郡玉城町勝田 3591-1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2410801050	株式会社アリオ	三重県伊勢市神田久志本町 1700 番地 8	就労継続支援 B 型事業所 縁家ねおん	伊勢市大湊町 264-141	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2410503094	特定非営利活動法人津学童保育総合センター	三重県津市香良洲町 3762-5	C I E L (シエル)	津市森町 2039-50	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2410101188	株式会社コミュニティベース	三重県桑名市柳原 121 番地 1	つなぐ	桑名市柳原 121 番地 1 N O Z A W A ビル 1 階	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2410100404	有限会社すずらん	三重県桑名市下深谷部 4808 番地	就労継続支援 B 型すずらん農園	桑名市多度町御衣野天の子 4044 番地	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2411000199	特定非営利活動法人おばら野	三重県尾鷲市大字南浦 1677 番地 1	優・結	尾鷲市大字南浦 1677 番地 1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2410503136	特定非営利活動法人オレンジハート	三重県津市一身田平野 526 番地	オレンジハート	津市一身田平野 526 番地	就労継続支援 B 型	令和 4 年 4 月 1 日
2413110095	特定非営利活動法人すぺーす	三重県南牟婁郡御浜町神木 143 番地	N P O 法人すぺーす	南牟婁郡御浜町神木 153-1	就労移行支援	令和 4 年 4 月 1 日
2410202168	船谷ホールディングス株式会社	三重県伊勢市村松町 1364 番地 8	ディーキャリア 四日市オフィス	四日市市安島 1 丁目 1 番 3 号 第一富士ビル 4 階	就労移行支援	令和 4 年 4 月 1 日
2410301796	合同会社鈴鹿ホーム	三重県鈴鹿市池田町 1340 番地 13	鈴鹿ホーム	鈴鹿市池田町 1340 番地 13	就労継続支援 B 型	令和 4 年 5 月 1 日

2412720530	株式会社Seed	三重県多気郡大台町佐原 648 番地 9	スマイルアティー	多気郡大台町高奈 203 番地 1	就労継続支援B型	令和4年5月1日
2410503151	合同会社カナリニョ	三重県津市安濃町内多 2846-3	就労継続支援B型ひまわり	津市河芸町一色 2592-2	就労継続支援B型	令和4年5月1日
2410702050	合同会社Loop	三重県松阪市山室町 2586-3	就労支援事業所ミライク	松阪市山室町 2586-3	就労移行支援、就労継続支援B型	令和4年5月1日
2410503144	株式会社ウィズヒューマン	三重県津市観音寺町 152 番地	トモニリンク	津市安濃町曾根 567-1	自立訓練（機能訓練）	令和4年5月1日
2422900429	株式会社へいあんケア	三重県志摩市大王町波切 3551-12	へいあんホーム波切	志摩市大王町波切塚原 1694 番地の 1	共同生活援助	令和4年5月1日
2410202176	株式会社家楽	三重県四日市市室山町 59 番地	マーベラス介護事業所	四日市市久保田 2 丁目 10-13 TOYOTA action Build オフィス棟 2 階	居宅介護、重度訪問介護	令和4年5月1日
2410503169	一般社団法人みえのPARASPORTS	三重県津市藤方 1643-1 サニーガーデン津 805	「スポーツ×福祉」の事業所 だんご	津市藤方 1643-1 サニーガーデン津 805	居宅介護、同行援護	令和4年5月1日
2420400273	合同会社GreenHand	三重県鈴鹿市道伯一丁目 1 番 8 号	そらまめ	亀山市亀田町 376 番地 1	共同生活援助	令和4年5月1日
2410400341	合同会社GreenHand	三重県鈴鹿市道伯一丁目 1 番 8 号	そらまめ	亀山市亀田町 376 番地 1	短期入所	令和4年5月1日
2410801076	株式会社ケアプロフェッショナル	三重県桑名市星川 785 番地	ジョブスタジオ伊勢	伊勢市村松町 1375-6	就労継続支援B型	令和4年6月1日
2411200773	ベジタブルラボ株式会社	三重県伊賀市川合 128-6 ハニーテン 104	ベジタブルラボ株式会社あおぞら未来	伊賀市下神戸 2309	就労継続支援B型	令和4年6月1日
2411200765	社会福祉法人維雅幸育会	三重県伊賀市緑ヶ丘南町 3948 番地の 16	ふっくりあホイスコーレ	伊賀市四十九町字上教免 2026 番 1	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援	令和4年6月1日
2420502870	株式会社ザベリオ福祉サービス三重	三重県津市阿漕町津興 1047-3	ザベリオハウス阿漕荘	津市栄町二丁目 362 番地ダイアナボリス桜橋 106 号	共同生活援助	令和4年6月1日
2420701878	社会福祉法人明佑会	三重県松阪市丹生寺町字大杉谷 1035 番地 1	サンパレス	松阪市丹生寺町字大杉谷 1035 番地 1	共同生活援助	令和4年6月1日
2410801084	合同会社くりあすとりのりむ	愛知県名古屋市長区大高台二丁目 101 番地 10	訪問介護本舗 伊勢	伊勢市馬瀬町 1205-12 エクセレント堀 102	居宅介護	令和4年6月1日
2410503177	株式会社幸歩	三重県津市雲出本郷町 1504 番地 1	ヘルパーステーションえもん	津市雲出本郷町 1504 番地 15	居宅介護、同行援護	令和4年6月1日
2411200781	合同会社ジョイアスライフ	三重県伊賀市伊勢路 6 番地の 2	はんどいんはんど	伊賀市伊勢路 6 番地の 1	居宅介護、同行援護	令和4年6月1日
2411300680	株式会社エムアール	三重県名張市蔵持町原出 247 番地 1	小規模多機能ホームスマイル	名張市蔵持町原出 247 番地 1	居宅介護	令和4年6月1日

三重県告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありま

した。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411200393	社会福祉法人洗心福祉会	三重県津市本町26番地13	きらめき工房あおやま	伊賀市阿保 2026番地	就労継続支援B型	令和4年3月31日
2410400283	合同会社すみれ	三重県亀山市栄町1486番地15	すみれ	亀山市栄町 1486番地15	就労移行支援	令和4年3月31日
2412900561	特定非営利活動法人ファンタジスタ	愛知県名古屋市中区中小田井五丁目17番地	生活・就労トレーニングセンターファンタジスタ伊勢志摩	志摩市阿児町国府字上野 3567番地54	就労継続支援B型	令和4年3月31日
2410500942	社会福祉法人あゆみ	三重県津市久居新町1152番地1	支援センターあゆみ夢楽園	津市久居新町1152番地1	就労継続支援B型	令和4年3月31日
2411300110	社会福祉法人名張育成会	三重県名張市美旗中村2326番地	名張育成園デイセンターういず	名張市美旗中村2326番地	生活介護	令和4年3月31日
2410502526	特定非営利活動法人OFM	三重県津市小舟393-1	桃太郎	津市八町3丁目14-12	就労継続支援A型、就労継続支援B型	令和4年3月31日
2410502088	特定非営利活動法人ペがさず	三重県津市美里町家所2557番地2	支援センターペがさず	津市美里町家所2557番地2	生活介護	令和4年3月31日
2410101089	株式会社FLAT	三重県四日市市下海老町桜谷383番地17	生活介護事業所Leaf桑名	桑名市江場422-1	生活介護	令和4年3月31日
2410100156	桑名市	三重県桑名市中央町2丁目37番地	桑名市障害福祉サービス桑名福祉センター	桑名市額田455-3	生活介護	令和4年3月31日
2411200468	NPO法人えん	三重県伊賀市長田字垣内2063番地の1	えん 伊賀移行農場	伊賀市長田字垣内2063番地の1	就労移行支援	令和4年4月30日
2410200865	株式会社スギモト	三重県四日市市室山町225番地1	マーベラス介護事業所	四日市市久保田2丁目10-13	居宅介護、重度訪問介護	令和4年4月30日
2410300608	特定非営利活動法人陽だまりの会	三重県津市江戸橋一丁目84-1	ヘルパーステーション陽だまり長屋鈴鹿	鈴鹿市秋永町大門2079	居宅介護、重度訪問介護	令和4年4月30日
2410400218	あんしん介護株式会社	三重県亀山市川合町103番地	さくらさくらホームみずほ台	亀山市川合町103番地	短期入所	令和4年4月28日

三重県告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	コスモス薬局 伊勢小木店	伊勢市小木町674-1		薬局	令和4年6月1日
薬局	藤里薬局	伊勢市藤里町671-7		薬局	令和4年5月1日
薬局	メープル薬局	三重郡菰野町小島14番4		薬局	令和4年6月1日
薬局	アイン薬局いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜771 三重北医療センターいなべ総合病院別館1階		薬局	令和4年6月1日

三重県告示第 400 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	名張市桔梗が丘 5-9-1812-11		薬局	令和 4 年 5 月 1 日
病院	医療法人 暁純会 武内病院	津市北丸之内 82 番地	津市一色町 215 番地 1	じん臓	じん臓	令和 4 年 5 月 1 日
薬局	やまびこ薬局	やまびこ薬局	健やか薬局 美里やまびこ店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日
薬局	ひじり薬局岡本店	ひじり薬局岡本店	健やか薬局 ひじり岡本店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日
薬局	やなぎ調剤薬局	やなぎ調剤薬局	健やか薬局 やなぎ店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日
薬局	みゆき薬局	みゆき薬局	健やか薬局 久居みゆき店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日
薬局	神社薬局	神社薬局	健やか薬局 神社店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日
薬局	天神薬局	天神薬局	健やか薬局 天神店		薬局	令和 4 年 6 月 1 日

三重県告示第 401 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
薬局	ハロー薬局一志店	津市一志町小山字鳥居ノ本 529-6		薬局	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 402 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	松阪支店中央市場出張所	松阪市小津町 800 番地	松阪市鎌田町 103 番地の 1 (松阪支店内)	令和 4 年 7 月 25 日
	宮川支店伊勢志摩市場出張所	伊勢市西豊浜町 141 番地の 1	伊勢市小俣町相合 484 番地の 1 (宮川支店内)	

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和 3 年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 686 万 5,628 立方メートル（年間累計 1,367 万 1,265 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 614 万 4,348 立方メートル（年間累計 1,233 万 6,718 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 203 万 9,497 立方メートル（年間累計 337 万 1,821 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 643 万 1,723 立方メートル（年間累計 1,323 万 6,161 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 603 万 5,490 立方メートル（年間累計 1,178 万 6,455 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,120 万 9,561 立方メートル（年間累計 2,139 万 4,553 立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、令和 3 年度下半期の総給水量は 3,872 万 6,247 立方メートル（年間累計 7,579 万 6,973 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 4 年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、
三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 73,697,712 立方メートル

1 日平均給水量 203,024 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	114,391 千円
北勢水道改良事業	事業費	1,626,690 千円
中勢水道改良事業	事業費	1,533,746 千円
南勢水道改良事業	事業費	1,443,710 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	9,709,375 千円
第 1 項 営 業 収 益	8,824,611 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	884,764 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	9,466,243 千円
第 1 項 営 業 費 用	8,994,024 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	470,219 千円
第 3 項 予 備 費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資本的収入	517,510 千円
第1項	補助金	263,710 千円
第2項	出資金	103,800 千円
第3項	長期貸付金償還金	150,000 千円
支 出		
第1款	資本的支出	6,616,660 千円
第1項	建設改良費	4,768,577 千円
第2項	償還金	1,848,083 千円

(2) 令和4年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水を安定して供給できる状態を維持するため老朽化対策などに取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和3年10月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,042,142,305	営業収益	4,089,880,004
原水及び浄水費	1,068,994,776	給水収益	4,085,639,973
配水費	353,026,827	その他営業収益	4,240,031
業務費	212,393,392		
総係費	170,965,683		
減価償却費	2,124,707,497		
資産減耗費	112,054,130		
営業外費用	393,410,163	営業外収益	680,770,009
支払利息及び 企業債取扱諸費	141,850,133	受取利息	390,749
受託工事費	251,297,506	他会計補助金	21,355,000
雑支出	262,524	受託工事収益	251,297,506
		長期前受金戻入	407,036,951
		雑収益	689,803
当期純利益	335,097,545		
合計	4,770,650,013	合計	4,770,650,013

別表 2

三重県水道事業損益計算書令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	8,272,352,445	営業収益	8,110,819,162
原水及び浄水費	2,281,032,025	給水収益	8,104,863,327
配水費	654,655,091	その他営業収益	5,955,835
業務費	451,517,183		
総係費	369,063,019		
減価償却費	4,249,225,497		
資産減耗費	266,859,630		
営業外費用	759,505,320	営業外収益	1,315,955,654
支払利息及び 企業債取扱諸費	296,861,690	受取利息	536,593
受託工事費	462,368,706	他会計補助金	43,304,000
雑支出	274,924	受託工事収益	462,368,706
		長期前受金戻入	807,934,951
		雑収益	1,811,404
当期純利益	394,917,051		
合計	9,426,774,816	合計	9,426,774,816

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	118,236,656,647	固 定 負 債	14,100,600,270
有 形 固 定 資 産	80,357,985,736	企 業 債	9,138,921,813
無 形 固 定 資 産	37,428,670,911	引 当 金	4,961,678,457
投 資 そ の 他 の 資 産	450,000,000	流 動 負 債	2,531,137,891
流 動 資 産	12,865,497,488	企 業 債	1,813,358,537
現 金 預 金	10,524,581,008	未 払 金	593,750,338
未 収 金	2,176,666,929	引 当 金	72,205,000
貯 蔵 品	148,825,761	そ の 他 流 動 負 債	51,824,016
前 払 金	423,790	繰 延 収 益	22,020,754,869
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	38,652,493,030
		資 本 金	90,814,007,944
		剰 余 金	1,635,653,161
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	766,500,101
		(うち当期純利益)	(394,917,051)
		資 本 合 計	92,449,661,105
資 産 合 計	131,102,154,135	負 債 資 本 合 計	131,102,154,135

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

73,250,183,540 円

繰延収益の収益化累計額

18,385,719,499 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和3年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,588万9,733立方メートル(年間累計1億9,576万798立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に705万4,234立方メートル(年間累計1,416万2,962立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に255万3,444立方メートル(年間累計509万5,590立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億549万7,411立方メートル(年間累計2億1,501万9,350立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和4年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	92社
年間総給水量	213,671,300立方メートル
1日平均給水量	585,401立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	225,667千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	4,247,937千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	492,120千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	195,920千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,330,274千円
第1項 営業収益	5,935,905千円
第2項 営業外収益	394,369千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	6,057,200千円
第1項 営業費用	5,813,610千円
第2項 営業外費用	241,590千円
第3項 予備費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資本的収入	2,386,911千円
第1項 企業債	1,793,000千円
第2項 補助金	176,900千円
第3項 出資金	290,296千円
第4項 負担金	126,715千円

支 出

第1款 資本的支出	6,359,835千円
第1項 建設改良費	5,331,940千円
第2項 償還金	1,027,895千円

(2) 令和4年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり工業用水を安定して供給できる状態を維持するため老朽化対策などに取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和3年10月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,438,043,572	営業収益	2,712,125,682
原水及び浄水費	673,099,047	給水収益	2,580,266,197
配水費	58,783,170	その他営業収益	131,859,485
業務費	162,664,772		
総係費	153,987,169		
減価償却費	1,329,885,505		
資産減耗費	59,623,909		
営業外費用	85,466,777	営業外収益	178,557,191
支払利息及び 企業債取扱諸費	84,993,319	受取利息	103,144
雑支出	473,458	他会計補助金	2,905,000
		長期前受金戻入	175,385,017
		雑収益	164,030
当期純利益	367,172,524		
合計	2,890,682,873	合計	2,890,682,873

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,208,194,590	営 業 収 益	5,417,442,035
原 水 及 び 浄 水 費	1,534,329,699	給 水 収 益	5,192,706,137
配 水 費	188,786,562	そ の 他 営 業 収 益	224,735,898
業 務 費	342,839,815		
総 係 費	323,970,600		
減 価 償 却 費	2,653,959,005		
資 産 減 耗 費	164,308,909		
営 業 外 費 用	182,067,705	営 業 外 収 益	362,160,540
支 払 利 息 及 び	179,847,047	受 取 利 息	204,704
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	2,905,000
受 託 工 事 費	1,747,200	受 託 工 事 収 益	1,747,200
雑 支 出	473,458	長 期 前 受 金 戻 入	353,893,317
		雑 収 益	3,410,319
当 期 純 利 益	389,340,280		
合 計	5,779,602,575	合 計	5,779,602,575

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	112,168,435,832	固 定 負 債	24,552,448,502
有 形 固 定 資 産	108,359,329,225	企 業 債	18,758,203,793
無 形 固 定 資 産	3,809,106,607	引 当 金	5,794,244,709
流 動 資 産	8,670,761,021	流 動 負 債	1,643,042,569
現 金 預 金	8,035,347,102	企 業 債	1,027,893,835
未 収 金	502,879,554	未 払 金	541,754,189
貯 蔵 品	117,194,185	引 当 金	43,756,000
前 払 金	340,180	そ の 他 流 動 負 債	29,638,545
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	16,613,184,867
		負 債 合 計	42,808,675,938
		資 本 金	76,071,460,734
		剰 余 金	1,959,060,181
		資 本 剰 余 金	1,228,731,518
		利 益 剰 余 金	730,328,663
		(うち当期純利益)	(389,340,280)
		資 本 合 計	78,030,520,915
資 産 合 計	120,839,196,853	負 債 資 本 合 計	120,839,196,853

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 68,400,109,127 円
繰延収益の収益化累計額 18,019,210,315 円

電気事業

1 事業の概況

RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を進めました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1及び別表2）及び三重県電気事業貸借対照表（別表3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和4年度予算の概要

ア 業務の予定量

主要な事業

施設撤去事業	事業費	1,140,000 千円
イ 収益的収入及び支出の予定額		
収入		
第1款 電気事業収益		9,092 千円
第1項 営業外収益		9,092 千円
支出		
第1款 電気事業費用		1,426,395 千円
第1項 営業費用		1,422,895 千円
第2項 営業外費用		1,500 千円
第3項 予備費		2,000 千円

(2) 令和4年度事業の経営方針

RDF焼却・発電施設撤去に係る工事請負契約を令和2年度に締結し、令和4年度中の完了に向けて施設の撤去工事を進めています。

引き続き、関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、施設撤去については、安全対策、環境対策などに配慮して工事を進めます。

別表 1

三重県電気事業損益計算書

令和3年10月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	379,938,815	営 業 収 益	0
一 般 管 理 費	379,938,815		
営 業 外 費 用	65,204,874	営 業 外 収 益	1,116,795
支 払 利 息 及 び	929	受 取 利 息	34,227
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	1,080,000
雑 支 出	65,203,945	雑 収 益	2,568
特 別 損 失	413,420,701		
RDF処理委託料清算金	413,420,701		
		当 期 純 損 失	857,447,595
合 計	858,564,390	合 計	858,564,390

別表 2

三重県電気事業損益計算書

令和3年 4月 1日から

令和4年 3月 31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	824,553,667	営 業 収 益	0
一 般 管 理 費	824,553,667		
営 業 外 費 用	65,205,276	営 業 外 収 益	1,519,820
支 払 利 息 及 び	1,331	受 取 利 息	71,655
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	1,080,000
雑 支 出	65,203,945	雑 収 益	368,165
特 別 損 失	413,420,701		
RDF処理委託料清算金	413,420,701		
		当 期 純 損 失	1,301,659,824
合 計	1,303,179,644	合 計	1,303,179,644

別表 3

三重県電気事業貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	360,000,000	固 定 負 債	210,275,957
事 業 外 固 定 資 産	360,000,000	引 当 金	210,275,957
流 動 資 産	1,877,820,510	流 動 負 債	12,157,923
現 金 預 金	1,876,484,707	未 払 金	2,791,136
未 収 金	1,335,803	引 当 金	8,847,000
		そ の 他 流 動 負 債	519,787
		負 債 合 計	222,433,880
		資 本 金	3,810,883,099
		剰 余 金	△1,795,496,469
		欠 損 金	1,795,496,469
		(うち当期純損失)	(1,301,659,824)
		資 本 合 計	2,015,386,630
資 産 合 計	2,237,820,510	負 債 資 本 合 計	2,237,820,510

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 3 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菟野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,746 万 933 立方メートル（年間累計 3,738 万 5,513 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 841 万 698 立方メートル（年間累計 1,722 万 9,794 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 89 万 6,174 立方メートル（年間累計 178 万 2,589 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 449 万 8,459 立方メートル（年間累計 954 万 9,996 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 527 万 3,761 立方メートル（年間累計 1,101 万 1,902 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 372 万 5,655 立方メートル（年間累計 755 万 941 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 3 年度下半期の総処理水量は 4,026 万 5,680 立方メートル（年間累計 8,451 万 735 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 4 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 87,506,000 立方メートル
1 日平均処理水量 239,742 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	549,068 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	4,812,615 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	90,300 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	431,437 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	785,825 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	1,296,015 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益	14,127,131 千円
第 1 項 営 業 収 益	6,549,762 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	7,577,369 千円

支 出

第 1 款 流域下水道事業費用	13,919,953 千円
第 1 項 営 業 費 用	13,084,662 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	834,791 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	10,514,620 千円
第1項	企 業 債	2,080,100 千円
第2項	補 助 金	6,696,347 千円
第3項	負 担 金	1,730,673 千円
第4項	雑 収 入	7,500 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	11,158,775 千円
第1項	建 設 改 良 費	8,072,931 千円
第2項	償 還 金	3,085,844 千円

(2) 令和4年度事業の経営方針

流域下水道施設の整備を推進し、老朽化対策・耐震対策を進めるとともに、下水道経営の将来の持続可能性を確保するため、汚水処理の事業運営にかかる「広域化・共同化計画」を策定し、流域下水道施設の適正な維持管理につとめ、健全な事業経営に取り組みます。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和3年10月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,029,914,900	営業収益	3,296,575,349
管渠費	29,837,247	維持管理負担金収益	3,277,388,984
ポンプ場費	28,096,258	その他営業収益	19,186,365
処理場費	1,918,596,429		
総係費	79,082,589		
減価償却費	3,951,774,055		
資産減耗費	3,211,047		
その他営業費用	19,317,275		
営業外費用	366,653,186	営業外収益	3,995,770,793
支払利息及び 企業債取扱諸費	289,920,482	他会計補助金	315,704,000
雑支出	76,732,704	長期前受金戻入	3,579,862,925
		雑収益	100,203,868
特別損失	10,302,105	特別利益	10,302,105
その他特別損失	10,302,105	その他特別利益	10,302,105
当期純利益	895,778,056		
合計	7,302,648,247	合計	7,302,648,247

別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,266,180,849	営業収益	5,278,265,886
管渠費	30,764,745	維持管理負担金収益	5,259,079,521
ポンプ場費	94,521,258	その他営業収益	19,186,365
処理場費	4,142,209,516		
総係費	139,737,907		
減価償却費	7,824,880,555		
資産減耗費	14,711,047		
その他営業費用	19,355,821		
営業外費用	671,303,920	営業外収益	7,890,682,075
支払利息及び 企業債取扱諸費	594,571,216	受取利息及び配当金	701
雑支出	76,732,704	他会計補助金	615,704,000
		長期前受金戻入	7,174,547,425
		雑収益	100,429,949
特別損失	10,302,105	特別利益	10,302,105
その他特別損失	10,302,105	その他特別利益	10,302,105
当期純利益	231,463,192		
合計	13,179,250,066	合計	13,179,250,066

別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	232,637,722,232	固 定 負 債	36,989,444,560
有 形 固 定 資 産	232,616,612,251	企 業 債	36,989,444,560
無 形 固 定 資 産	21,109,981	流 動 負 債	4,814,625,001
流 動 資 産	2,724,559,079	企 業 債	3,073,740,735
現 金 預 金	1,547,012,998	未 払 金	1,133,233,864
未 収 金	1,170,543,846	引 当 金	9,402,000
そ の 他 流 動 資 産	7,002,235	維 持 管 理 負 担 金 繰 越 金	588,245,530
		そ の 他 流 動 負 債	10,002,872
		繰 延 収 益	163,690,035,241
		負 債 合 計	205,494,104,802
		資 本 金	9,619,103,610
		剰 余 金	20,249,072,899
		資 本 剰 余 金	19,673,832,076
		利 益 剰 余 金	575,240,823
		(うち当期純利益)	(231,463,192)
		資 本 合 計	29,868,176,509
資 産 合 計	235,362,281,311	負 債 資 本 合 計	235,362,281,311

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 15,433,396,088 円
繰延収益の収益化累計額 14,198,062,096 円

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 6 月 20 日から令和 5 年 1 月 13 日まで
- 3 作業地域
松阪市藤之木町及び同市日丘町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 6 月 14 日	員弁郡東員町大字穴太字西ノ坪 2361 ほか 6 筆及び大字六把野新田字新起 1224-11	桑名市星見ヶ丘 4 丁目 1405-1 富松工業株式会社 代表取締役 富松 健二
令和 4 年 6 月 15 日	三重郡川越町大字亀崎新田字新開 55-40	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 22-8 株式会社 TSON 代表取締役 荒木 健次
令和 4 年 6 月 17 日	員弁郡東員町大字北大社字坊之垣内 1325-4	鈴鹿市矢橋 1 丁目 24-3 ネオ・リード 代表者 太田 直子
令和 4 年 6 月 20 日	亀山市白木町字川立 40-1 及び字押之尾 60-18 並びに布気町字上道野 859-21	東京都千代田区大手町 2-3-2 住友商事株式会社 不動産投資開発事業部長 青木 孝幸
令和 4 年 6 月 20 日	多気郡明和町大字明星字前 3602 ほか 1 筆	多気郡明和町大字養村 760-1 株式会社明和工務店 代表取締役 西山 浩一
令和 4 年 6 月 20 日	三重郡菰野町大字諏訪字一色 1888 ほか 1 筆	四日市市赤水町 151-1 森崎 祐司

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和 4 年度 環境修復事業 第 205-2 分 6002 号
桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度 PCB 廃棄物（油）等処理業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 5 年 3 月 23 日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県桑名市大字五反田字源十郎新田 地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 特定業務共同企業体（自主結成とします。以下「共同企業体」といいます。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。
 - (ア) 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書を締結していること。
 - (イ) 構成員数は、4者以内（収集運搬を行う構成員3者以内、処分を行う構成員1者）であること。
 なお、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員にはなれません。
 - (ウ) 構成員の全てが(1)ア及びイに該当していること。
 なお、共同企業体の名称については、代表者、構成員の企業名を冠した名称を基本とし、案件名を冠した名称については避けることとしてください。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第14条の4第1項、同条第6項及び第15条第1項並びに第15条の4の4第1項の規定に基づき、次の表1及び表2に掲げる必要な許可等を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、収集運搬を行う構成員については次の表1に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表2に掲げる処分の許可等を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1 収集運搬に係る許可等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定又は三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。）

収集運搬する廃棄物の区分	許可等の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第15条の4の4第1項	廃ポリ塩化ビフェニル等ポリ塩化ビフェニル汚染物
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第14条の4第1項	廃ポリ塩化ビフェニル等ポリ塩化ビフェニル汚染物

表 2 処分に係る許可等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定又は処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。）

処分する廃棄物の区分	許可等の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第15条の4の4第1項	廃ポリ塩化ビフェニル等ポリ塩化ビフェニル汚染物
	特別管理産業廃棄物処分業	第14条の4第6項	廃ポリ塩化ビフェニル等ポリ塩化ビフェニル汚染物
	産業廃棄物処理施設	第15条第1項	廃ポリ塩化ビフェニル等ポリ塩化ビフェニル汚染物

- オ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。
- カ 落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。
 - (ア) 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））
 - (イ) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）
 - (ウ) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2第1項及び第2項並びに第15条の3）

- (エ) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
 - (オ) 広域処理認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
 - (カ) 無害化処理認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
 - (キ) 親子会社認定の取消し（廃棄物処理法第12条の7第10項）
 - (ク) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）
 - (ケ) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項（廃棄物処理法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）
- キ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあつては(1)に掲げる申請を、共同企業体にあつては次の(1)及び(2)に掲げる申請を、令和4年7月19日（火）15時までに、本システムで入札する場合にあつては本システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、発注者が、廃棄物処理法第12条第7項及び三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条第1項の規定に基づく現地確認を行う場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請（共同企業体にあつては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）
- (2) 共同企業体にあつては、共同企業体に係る協定書等関係書類
 - ア 特定業務共同企業体協定書（共様式第2-1号）
 - イ 特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）
 - ウ 特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 収集運搬を行う者について、2(2)エ表1に示す「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写し
※ 「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写しについては、認定内容に収集運搬が含まれているものに限りです。
- (6) 処分を行う者について、2(2)エ表2に示す「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写し及び「産業廃棄物処理施設設置許可証」の写し又は「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写し

※ (5) で「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る認定証」の写しを提出する場合は不要とします。

(7) 2 (2) オからクまでを証明する書類 (様式 5 : 誓約書)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班
電話 059-224-2483 ファクシミリ 059-224-2530

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書 (仕様書) の配布方法

本公告日から令和 4 年 7 月 19 日 (火) まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 4 年 7 月 25 日 (月) までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 4 年 7 月 25 日 (月) までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 4 年 8 月 9 日 (火) 14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 4 年 8 月 9 日 (火) 14 時 30 分

なお、入札書は令和 4 年 8 月 1 日 (月) から同月 9 日 (火) 14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和 4 年度 環境修復事業 第 205-2 分 6002 号

桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業低濃度 PCB 廃棄物 (油) 等処理業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 4 年 8 月 9 日 (火) 14 時 45 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札価格は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る 1 トン当たりの入札単価 (消費税及び地方消費税額抜き) に想定数量を乗じた額の総額を記載するものとします。ただし、免税事業者の入札価格は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る 1 トン当たりの入札単価に 110 分の 100 を掛けた相当額に想定数量を乗じた額の総額を記載するものとします。なお、入札単価は、整数となるよう 1 円単位とします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則 (平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る 1 トン当たりの契約単価に想定数量を乗じた額の総額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る 1 トン当たりの契約単価に想定数量を乗じた額の総額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required :

Transport and disposal of low-concentration PCB Contaminated Oil, implemented as permanent countermeasure for the environmental remediation project on Kuwana city Genjyuro-shinden Case.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 1, 2022 and 2:30 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

(4) Managing Authority :

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie prefecture, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2483

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年6月28日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	EDR (Endpoint Detection and Response) 等のライセンス利用契約
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課
3	契約の相手方を決定した日	令和4年4月21日
4	契約の相手方	三重県伊勢市神田久志本町1042番地 株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役 西岡 眞
5	契約金額	76,807,500円（うち消費税及び地方消費税 6,982,500円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年6月28日

三重県警察本部長 佐野朋毅

1	特定役務の名称	三重県警察中小システム統合サーバ貸借
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和4年6月17日
4	落札者	東京都港区芝浦一丁目2番3号 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉
5	落札金額	入札価格 45,991,000円 契約金額 50,590,044円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和4年4月22日

正 誤

令和4年5月6日付け三重県公報号外に登載しました、監査結果に対する措置の公表の監査委員公表中ページ 行 誤 正
23 28 債権者 債務者

23	32	債権者	債務者
23	50	債権者	債務者
81	4	要望する	要する

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
